

「土壤汚染対策法」に基づく処分基準（案）

令和2年 月 日制定

1 目的

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）に係る不利益処分の実施にあたって、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分にするかについての判断基準をあらかじめ明確にすることで、判断過程の透明性の確保を図り、不利益処分が適正に行われることを目的として本基準を定める。

2 対象

本基準では、法に規定される都道府県知事等が行う不利益処分のうち、判断過程の透明性の確保が必要なものとして法第22条の許可を受けた者に対する法第25条（許可の取消し等）に係る不利益処分について規定する。

3 不利益処分の要件及び処分内容

処分内容ごとの不利益処分の要件は次のとおり。

（1）許可取消し

- ア 法第25条第1号に該当した場合
- イ 法第25条第2号に該当した場合であって、改善が見込まれない場合
- ウ 法第25条第3号に該当し次の違反である場合
 - 1) 無許可（法第22条第1項）
 - 2) 無許可変更（法第23条第1項）
 - 3) 名義貸し（法第26条）
 - 4) 処理委託基準違反（法第18条第1項、第3項、法第22条第7項）
 - 5) 法第4章の規定に基づく次の命令に対する違反
 - 運搬方法変更命令（法第16条第4項）
 - 運搬措置命令（法第19条）
 - 改善命令（法第24条）
 - 事業停止命令（法第25条）
 - 廃止措置命令（法第27条第2項）
- エ 法第25条第4号に該当した場合

（2）1年以内で改善に必要な期間の事業停止

汚染土壤処理施設又はその者の能力が許可基準（法第22条第3項第1号）に適合していない場合（（1）イの場合を除く）

（3）90日の事業停止

虚偽管理票交付の場合（法第21条第1項、第2項、第3項）

(4) 30日の事業停止

次の各号に掲げる違反である場合

- ア 変更届出又は廃止届出義務違反・虚偽記載（法第23条第3項、第4項）
- イ 搬出届出義務違反・虚偽記載（法第16条第1項、第2項）
- ウ 運搬基準違反（法第17条）
- エ 管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（法第20条第1項、第2項）
- オ 管理票回付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（法第20条第3項、第4項）
- カ 管理票保存義務違反（法第20条第5項、第7項、第8項、第9項）
- キ 維持管理等記録、備え付け、閲覧義務違反・虚偽記載（法第22条第8項）
- ク 立入検査拒否・妨害・忌避・虚偽報告（法第54条第4項）

(5) 10日の事業停止

その他の違反行為

4 加重・軽減等

(1) 3(2)から(5)の規定による事業停止の不利益処分について、次の各号のいずれかに該当する場合には、停止日数を上乘せ又は許可取消しをすることができる。

- ア 違反行為等が、結果として生活環境保全上の支障を生じさせ、又は生じるおそれのある状況を招いたとき。
- イ 違反行為等の是正指導に従わなかった、違反行為等を繰り返す又は継続する、過去にも処分を受けた等、これまでの経過に悪質性が認められるとき。
- ウ その他加重するに足りる相当の理由があるとき。

(2) 3(2)から(5)の規定による事業停止の不利益処分について、次の各号のいずれかに該当する場合には、停止日数を軽減することができる。

- ア 違反行為等の後、適切な是正措置を講じ生活環境の保全に努める等、情状酌量の余地のあるとき。
- イ その他軽減するに足りる相当の理由があるとき。

(3) 複数の違反行為がある場合は、原則として最も重い違反行為等についての停止日数を適用する。ただし、4(1)の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれの違反行為等の加重前の停止日数の合計と、最も重い違反行為等についての加重後の停止日数を比較し、多い方の日数を基本とし、個別の状況を加味して適用する。

5 管轄外の違反行為

千葉県管轄外の区域でなされた違反行為について、該当区域を管轄する行政庁から事業の停止命令を受けた場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、該当区域

を管轄する行政庁から命じられた停止日数を上限として、事業停止命令を行うことができる。

- (1) 停止命令を受けた者が、5年以内に千葉県から停止命令を受けているとき。
- (2) 停止命令を受けた者が、その時点で千葉県から同内容の違反行為については是正指導を受けているとき。
- (3) その他千葉県が事業又は施設の停止命令を行うに足りる相当の理由があるとき。

6 公表

不利益処分を行ったときは、処分の相手方、処分年月日、処分内容及び処分理由等を公表する。